

警察庁「概要」から改正案の問題点を指摘します(左が「概要」)

警察法の一部を改正する法律案（概要）

1 背景

- ◆ サイバー空間は誰もが参加する公共空間に
- ◆ 世界中から直接攻撃を受ける
- ◆ コロナ禍はサイバー空間の脅威を増進
 - ▶ 高度な専門技術を有する集団による執拗なサイバー攻撃
 - ▶ 攻撃手法が常時拡散・高度化
 - ▶ サイバー対策における国際連携の重要性



サイバー空間は「通信の秘密」によって保護された空間であり、民主主義の基本をなす言論空間であること

事態をかなり誇張。「攻撃」はあるが、現状でも十分セキュリティを確保できているから、多くの人々が日常的に利用可能になっている。

この三つの項目は「コロナ」とは無関係。コロナ対策ということで批判をかわす心理作戦にすぎない。

2 改正の概要

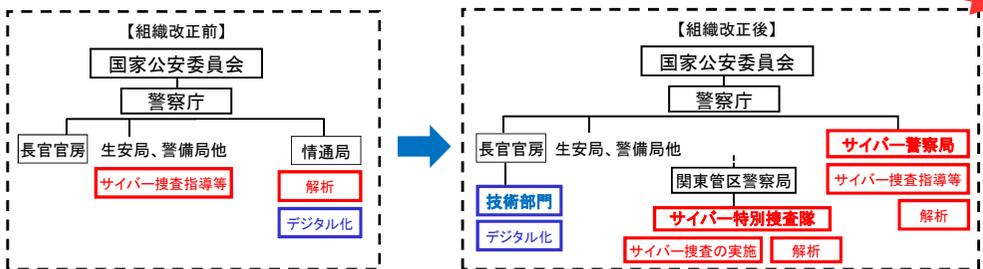
① 警察庁の組織改正

- ◆ サイバー警察局の新設
 - ・ 捜査指導、解析、情報集約・分析、対策等を一元的に所掌
- ◆ 情報通信局の所掌事務を長官官房に移管
 - ・ 警察業務のデジタル化、科学技術の活用等を推進

「国際連携」として警察庁が意図しているのは、暗号技術の規制などプライバシー侵害技術を通通信事業者や捜査機関に導入させようとするもの。各国の捜査機関が同調して暗号規制強化を推進している。

ビッグデータ化とAIによる「犯罪」予測など行政警察型の捜査が警察組織全体で採用される。自治体警察の理念と反する「一元的」な管理

長官官房に「技術部門」を設置して「技術」の秘匿性を高めている。



情報を一手に握る官房が全ての部局の上に立つことになるから、「長官官房」が諸部局よりも上位の位置を占めるはず。

警察が用いる技術の仕様そのものを国会など第三者が検証できる仕組みがなく、歯止めがない。この歯止めがない限り、警察に高度な技術を使わせるべきではない

② 重大サイバー事案に対する対処能力の強化

- ◆ 国家公安委員会・警察庁が重大サイバー事案に対処するための事務を所掌
- ◆ 重大サイバー事案に対処するための事務を関東管区警察局が分掌(全国管轄)
 - ・ サイバー特別捜査隊(※)が全国を管轄とし、重大サイバー事案の捜査(国際共同捜査を含む)を実施
 - (※ サイバー特別捜査隊の関東管区警察局への設置は下位法令事項)

【重大サイバー事案】

- ① 国・地方公共団体の機関や重要インフラ等に重大な支障が生じる事案
- ② 対処に高度な技術を要する事案(マルウェア事案等)
- ③ 海外からのサイバー攻撃集団による攻撃

情報関連のシステムを長官官房とサイバー警察局が事実上掌握することになるので、自治体警察の独立性はほとんど不可能になる。

「重大サイバー事案」の定義はない。事実上「サイバー事案」と同じと考えていいだろう。「重大」という文言は法案を通すためのレトリック